

自治会回覧

会員各位

令和 2年12月
生活環境部

違法駐車していませんか

★違法駐車をなくそう！

違法駐車は事故の原因につながる悪質・危険・迷惑な行為です。生活空間から迷惑な駐車違反を追放し、「安全・安心で人に優しい交通環境」を整えるため、地域の皆様のご協力をお願いします。



★駐車違反の罰則は重い

違法駐車を取り締まりを受けた際、罰金・点数は次のようになります。(普通車の場合)

駐停車違反(駐停車禁止場所など)

: 点数2・罰金12,000円

駐停車違反(駐車禁止場所など)

: 点数1・罰金10,000円



★車庫法違反は、もっと重い

「駐車禁止」の表示のない道路でも、長時間(昼12時間以上、夜8時間以上)駐車すると「車庫法」保管場所違反になり、20万円以下の違反金と違反点数2点が付きます

☆☆

年末年始などでご家族が帰省された際、申請していただければ、桜台自治会館駐車場をご利用いただけます。(4台分のスペースがあります。)